

《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額となります。

新築住宅・建売住宅・中古住宅

『 まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金 』

工事完成後または購入後に登記を終え、住民票の移動後に申請してください。

《新築住宅・建売住宅》

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方
- 補助対象 建物の建設費または購入費（土地代、既存建物の除却費用などを除く）
- 補助額 （1,000円未満の端数は切り捨てます）

◆ 地元企業を利用

- ・ まちなか居住区域 5.0%（上限額120万円）
- ・ それ以外の区域 4.0%（上限額100万円）

◇ 市外企業を利用

- ・ まちなか居住区域 3.0%（上限額 70万円）
- ・ それ以外の区域 2.0%（上限額 50万円）



※ 建売住宅については、完成後、未使用で1年以内のものに限ります。

《中古住宅》

- 対象者 自らが居住するために、中古住宅を購入した方
- 補助対象 建物の購入費（土地代を除きます）
- 補助額 （1,000円未満の端数は切り捨てます）

- ・ まちなか居住区域 （上限額 70万円）

築後 1年超～5年以内：3.0% 5年超～10年以内：4.0% 10年超：5.0%

- ・ それ以外の区域 （上限額50万円）

築後 1年超～5年以内：2.0% 5年超～10年以内：3.0% 10年超：4.0%

※ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。